

## 視覚障害者誘導用ブロックの維持管理等に関する調査 【調査結果に基づく所見表示に対する改善措置状況】

関東管区行政評価局は、管内の東京行政評価事務所及び神奈川行政評価事務所と共同して、施設間を結ぶ視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)、空港ターミナルビル内の点字ブロックの維持管理状況を調査し、その結果に基づき、平成30年4月20日、関係機関に対し改善通知しました。

この度、関係機関から改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。

【本件照会先】総務省 関東管区行政評価局  
第2評価監視官 並木 豊 電話:048(600)2320

※ 結果報告書等は、総務省関東管区行政評価局ホームページに掲載しています。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

# 1 国道における点字ブロックの維持管理状況

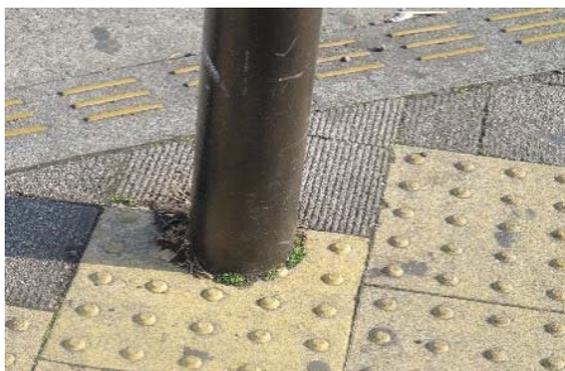
① 当局が国道を歩行調査した結果、視覚障害者の安全性及び利便性に支障が生じるおそれがある箇所を189か所指摘。

これに対し、関東地方整備局では、平成30年9月末現在、改善済み**59か所(31.2%)**、30年度内改善予定**78か所(41.3%)**、31年度内改善予定**52か所(27.5%)**と回答。

(注) 当局では、東京都、神奈川県及び埼玉県内の10重点整備地区内及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場予定地周辺の国道を平成29年12月から30年4月にかけて、調査を実施。

改善前

歩道の警告ブロック上の車止めが視覚障害者の歩行上支障となっている。  
(国道15号)



改善後

警告ブロックの後ろに移設し、視覚障害者が接触するおそれなくなった。



② 国道と地方道が接続する地点での地方公共団体との連絡・協議の実施

改善前

国道と地方道の点字ブロックが接続していない。  
(国道17号)



改善後

地方道の歩道上の点字ブロックと接続し、連続性を確保した。



③ 周囲の路面と同系色の点字ブロックが敷設してあり、見にくくなっている箇所において輝度を確保

改善前

点字ブロックの色が周囲の色と同系色となっている。  
(国道20号)



改善後

点字ブロックと周辺のタイルを張替え、見やすくなった。



④ 横断歩道口の磨耗した警告ブロックを交換

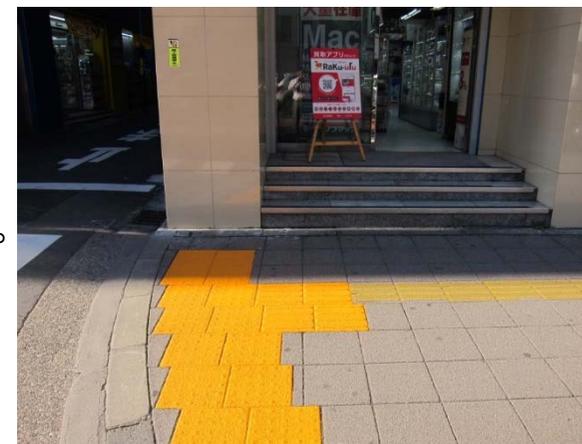
改善前

警告ブロックの点状突起が磨耗し、色褪せ、周囲の色と同系色となっている。  
(国道20号)



改善後

張替えた結果、点字ブロックがあることが見やすくなった。



## 2 空港ターミナルビルにおける点字ブロックの維持管理状況

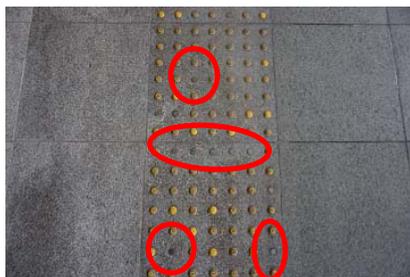
① 当局が管内3か所の空港ターミナルビルを歩行調査した結果、視覚障害者の安全性及び利便性に支障が生じるおそれがある箇所を49か所指摘。

これに対し、東京航空局では、平成30年9月末現在、改善済み**4か所**、今後、ユニバーサルデザイン基本計画を基に30年度内改善予定**1か所**、31年度内に残り**44か所**を計画的に改善予定と回答。

3空港ターミナルビルとも、改善を指摘した点字ブロックについては、2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて工程表及び改善案を作成し、計画的に修繕する予定。

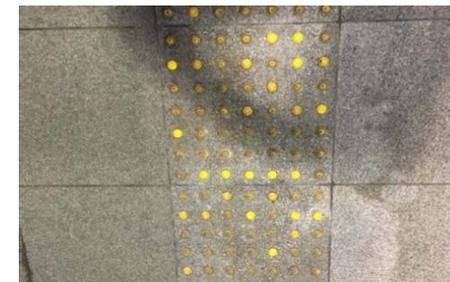
### 改善前

点字鋏が取れており、視覚障害者が容易に識別できないおそれあり。



### 改善後

取れている箇所の点字鋏を付けた。



② 駅と空港ターミナルビルが接続する地点における鉄道事業者との協議による点字ブロックの連続性の確保

### 事例

空港ターミナルビルと駅との接続地点で形状の異なる点字ブロックとなっている。



### 対応中

視覚障害者団体の代表者が構成員となっているターミナルビルの検討委員会の検討結果を踏まえ、連続性を確保した具体的な改善案を作成し、鉄道事業者と調整した上で対応

③ 異なる材質・形状の点字ブロックを接続する場合における視覚障害者団体からの意見聴取の実施

### 事例

空港カーブサイド(車両乗降場)で形状の異なる点字ブロックが接続している。



### 対応中

視覚障害者団体の代表者が構成員となっているターミナルビルの検討委員会の意見を踏まえ、連続性を確保した具体的な改善案に基づき対応

別紙

視覚障害者誘導用ブロックの維持管理等に関する調査の結果に基づく所見表示・回答対照表

【調査の実施時期等】

1 実施時期 平成29年12月～30年4月

2 対象機関

調査対象機関：関東地方整備局、東京航空局、関東運輸局

関連調査等対象機関：都県、区市、視覚障害者団体4団体

【通知日及び通知先】 平成30年4月20日 関東地方整備局、東京航空局

【回答年月日】 平成30年10月17日 東京航空局、平成30年10月19日 関東地方整備局

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>1 主要施設間を結ぶ経路における点字ブロック等の整備及び維持管理状況</p> <p>(1) 国の道路管理者における点字ブロック等</p> <p>関東地方整備局は、視覚障害者の移動における安全性及び利便性を確保する観点から、重点整備地区内の国道における視覚障害者誘導用ブロック（以下「点字ブロック」という。）の整備及び維持管理について、以下の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>1 主要施設間を結ぶ経路における点字ブロック等の整備及び維持管理状況</p> <p>(1) 国の道路管理者における点字ブロック等</p> <p>平成30年4月20日付け関東評第21号の「視覚障害者誘導用ブロックの維持管理等に関する調査－主要施設間を結ぶ経路を中心として－の結果及び所見」の所見表示を受け、平成30年4月20日付け事務連絡の「視覚障害者誘導用ブロックの維持管理の徹底について」を発出し、巡回等において、点字ブロックの設置状況の再確認を行い、不備があれば改善等、速やかに対応することを各国道関係事務所へ通知した。</p> <p>また、工事を発注する際の「平成30年度土木工事特記仕様書作成要領（案）（H30.9版）」においては、「視覚障害者誘導用ブロックの規格・敷設等は、『道路の移動等円滑化整備ガイドライン（平成23年8月）』によるものとする。なお、交差する道路との接続については、監督職員の指示によるものとする。」</p>

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>① 点字ブロックが安全施設であることに鑑み、今回、当局が指摘した事例については、横断歩道接続部、立体横断施設（歩道橋）の昇降口、乗合自動車停留所の乗降口などを中心に、早期に必要な措置を講ずること。</p> <p>② 点字ブロックを整備する際には、施工前及び施工後において、点字ブロックの敷設が「道路の移動等円滑化整備ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」等に基づき、正しく設計・施工されているかの確認を行うこと。</p> <p>③ 国道と地方道が接続する地点の整備に当たっては、点字ブロックの接続が的確に行われるよう、地方道を管理する地方公共団体との連絡・協議を行うこと。</p> <p>④ 点字ブロックの整備に当たり、周囲の路面と同系色のブロックを敷設する場合や異なる材質・形状のブロックを接続する場合には、視覚障害者団体等の意見を聴取し、その結果を反映させること。</p> <p>⑤ 既に敷設されている点字ブロックについては、徒歩巡回の機会を通じ、ガイドライン等に沿って、正しく敷設されているか否かの点検を行うこと。</p>	<p>と明記した。</p> <p>① 指摘事例については、関係機関等との調整の上、平成 31 年度までには、すべての箇所を改善する予定であり、平成 30 年 9 月末の時点で約 3 割の箇所が改善済みである。  <small>（注）関東管区行政評価局が指摘した 189 か所のうち、平成 30 年 9 月末現在、改善済み 59 か所（31.2%）、30 年度内改善予定 78 か所（41.3%）、31 年度内改善予定 52 か所（27.5%）。</small></p> <p>② 点字ブロックの整備に当たっては、ガイドラインに基づき、設計・施工を行い、各段階の完成・完了検査において、確認を実施する。</p> <p>③ 点字ブロックの整備に当たっては、連続性を確保する観点から接続する各道路管理者と会議や個別協議の場で調整を行い、安全・安心な道路環境の整備を実施する。</p> <p>④ 点字ブロックの整備に当たっては、ガイドラインに基づき、敷設を実施しているが、地方公共団体による街並み整備の一環で国道の歩道をガイドラインと異なる敷設をする場合には、交通バリアフリーの観点から視覚障害者団体等の意見を反映するように調整する。</p> <p>⑤ 徒歩巡回の実施に当たっては、ガイドラインに基づき点字ブロックが適切に敷設されているか、平成 30 年 4 月より点検を実施している。  点検の実施状況は次のとおりである。</p>

所 見 表 示	改善措置状況（回答）
<p data-bbox="107 395 1079 475"><b>2 空港のターミナルビルの管理事業者における点字ブロック等の整備及び維持管理状況</b></p> <p data-bbox="120 491 1079 619">東京航空局は、空港のターミナルビルにおける視覚障害者等のより一層の移動の安全性及び利便性の確保を図る観点から、次の措置を講ずるよう各空港管理会社を指導する必要がある。</p> <p data-bbox="120 1168 1079 1343">① 今回、当局が指摘した事例のうち、エスカレーターの昇降口及び自動扉手前等、必要な箇所に警告ブロックが敷設されていないものなど、視覚障害者等の移動の安全性に関わるものについては、早期に改善措置を講ずること。</p>	<p data-bbox="1173 156 1608 188">●徒歩巡回の実施（1日1回程度）</p> <p data-bbox="1205 204 1765 236">東京国道：道路巡回の際に徒歩にて毎回点検</p> <p data-bbox="1205 252 1765 284">横浜国道：道路巡回の際に徒歩にて毎回点検</p> <p data-bbox="1205 300 1765 331">大宮国道：道路巡回の際に徒歩にて毎回点検</p> <p data-bbox="1106 395 2132 475"><b>2 空港のターミナルビルの管理事業者における点字ブロック等の整備及び維持管理状況</b></p> <p data-bbox="1120 491 2132 810">東京航空局は、関東管区行政評価局からの所見表示を受けて、2空港のターミナルビルの会社3社に対して、平成30年5月11日に指摘のあった箇所については、2空港のユニバーサルデザイン基本計画に基づき、障害者、高齢者や外国人など多様な利用者の様々なニーズに配慮した対応により、施設等のわかりやすさ・使いやすさの向上や施設利用者の不安の解消を図り、移動及び安心の連続性を確保するよう改善するとしている。その際、必要に応じて、鉄道事業者、視覚障害者等と協議するなどの対応も要請した。</p> <p data-bbox="1120 826 2132 906">また、平成30年5月18日には航空局及び大阪航空局にも情報共有を図り、所管する国管理空港・地方管理空港・会社空港には連絡文書により周知した。</p> <p data-bbox="1120 922 2132 1104">なお、当該空港のターミナルビルの会社3社からは、当該所見表示に対する改善措置の状況について、ユニバーサルデザイン基本計画に基づき、2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、平成31年度末までに適切かつ計画的な改善が実施されるよう工程表を提出させた。</p> <p data-bbox="1120 1168 2132 1343">① 点字ブロックの突起部分が破損した箇所は、至急修繕を実施した。 また、エスカレーター昇降口に警告ブロックが無い箇所については、現在工事を実施しており、平成30年11月末までには、工事を完了する予定である。 その他の指摘箇所については、上述の工程表に基づき平成31年度までに改</p>

所見表示	改善措置状況（回答）
<p>また、その他の事例についても、改善までに時間を要するものについては、視覚障害者等から意見を聴取し、優先順位を付けて改善方策を検討すること。</p> <p>② 駅と空港のターミナルビルが接続する地点の整備に当たっては、点字ブロックの材質、形状の統一化が図れるよう、鉄道事業者と協議を行うなどして、連続性を確保すること。</p> <p>③ 点字ブロックの整備に当たり、異なる材質、形状のブロックを接続する場合には、視覚障害者等から意見を聴取し、その結果が反映されるよう留意すること。</p> <p>④ 既に敷設されている点字ブロック等については、日常点検等の機会を通じ、旅客施設ガイドラインに沿って、正しく敷設されているか否かの点検を行うこと。</p>	<p>善する予定である。</p> <p>（注）関東管区行政評価局が指摘した49か所のうち、平成30年9月末現在、改善済み4か所、30年度内改善予定1か所、31年度内改善予定44か所。</p> <p>② 駅と空港ターミナルビルが接続する地点の整備に当たっては、点字ブロックの材質、形状の統一が図れるよう、視覚障害者団体の代表者が構成員となっているターミナルビルの検討委員会の検討結果を踏まえ連続性を確保した具体的な改善案を作成し、鉄道事業者と調整した上で対応する。</p> <p>③ 点字ブロックの整備に当たり、異なる材質、形状のブロックを接続させる場合には、視覚障害者団体の代表者が構成員となっているターミナルビルの検討委員会の意見を踏まえ、連続性を確保した具体的な改善案に基づき対応する。</p> <p>④ 平成30年度中に旅客施設ガイドラインに沿って、ターミナルビル内の点字ブロック等について、正しく敷設されているか点検を行う。</p>